

保護者様

学校では、学校保健安全法施行規則により「学校において予防すべき感染症」の種類と出席停止の期間が定められています。これらの感染症にかかった、または疑いのため医療機関を受診した場合は出席停止となり、欠席等の扱いとはなりません。次の書類を担任に提出し、手続きを行ってください。

①下記「学校感染症による届」⇒ 保護者の方が記入

②医療機関受診の領収書・診療明細書等

③薬剤処方箋の領収書・処方内容の説明書等

④その他、医療機関受診等を証明できる用紙

⇒ いずれかの原本（担任がコピーを取り返却します）

※感染症の状況により、医師の証明書を提出していただく場合があります。

学校感染症による届（疑いによる受診を含む）

東京都立第一商業高等学校長殿

____年 ____組 ____番 生徒氏名 _____

____月 ____日 に下記のとおり医師の診断を受けましたが、このたび医師より登校の許可が出ましたので、登校します。

診断名（診断内容）： _____

出席停止期間： ____月 ____日 から ____月 ____日 まで

受診した医療機関名： _____

受診した医療機関の電話番号： _____

令和 ____年 ____月 ____日 保護者氏名（自署） _____

担任確認欄	養護教諭確認欄

学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準

	考え方	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	感染症法の一類感染症及び二類感染症(結核を除く)	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウィルスであるものに限る) 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウィルス属MERSコロナウィルスであるものに限る) 特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう)	治癒するまで ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症と見なす。
第二種	空気感染または、飛沫感染する感染症で児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
		麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで
		水痘(水ぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで
		咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウィルス属のコロナウィルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る)であるものに限る)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第三種	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎(はやり目) 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	条件によっては出席停止の措置が考えられるもの	その他の感染症 (溶連菌感染症 A型肝炎、B型肝炎 手足口病 伝染性紅斑(リンゴ病) ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎(ノロウイルス等) など	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。

※発症した日を「0日目」として数える

※通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例:アタマジラミ、伝染性軟属種(水いぼ)、伝染性膿痂疹(とびひ)

関係法令)学校保健安全法施行規則第 18、19 条及び学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令(令和5年文部科学省令第 22 号令和5年5月8日施行)

参考文献)「学校において予防すべき感染症の解説<平成 30(2018)年発行>」